

令和7年度夏季手当について

1 支給月数

(1) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

- 期末手当 1. 250月
○ 勤勉手当 (原資) 1. 050月

相対評価区分		支給月数	
第1区分		$1.050 + 2\alpha + 6f$	月
第2区分		$1.050 + \alpha + 4f$	月
第3区分		$1.050 + f$	月
第4区分		0.988	月
第5区分	C	0.938	月
	D	0.900	月

(2) 再任用職員

- 期末手当 0.700月
○ 勤勉手当 (原資) 0.500月

相対評価区分		支給月数	
第1区分		$0.500 + 2\alpha$	月
第2区分		$0.500 + \alpha$	月
第3区分		0.500	月
第4区分		0.473	月
第5区分	C	0.459	月
	D	0.451	月

(3) 会計年度任用職員

- 期末手当 1.250月
○ 勤勉手当 1.050月

※ 懲戒処分等があった場合は本務職員の取扱いと同様、第5区分相当として支給を行う。

2 支給日 令和7年6月30日(月)

勤勉手当の支給月数について

1 再任用職員以外の職員

(原資) 1. 0 5 0 月

相対区分		技能労務職以外	技能労務職
		行政職 1 ～ 5 級相当	1 ～ 3 級
第 1 区分		1. 138	1. 162
第 2 区分		1. 107	1. 123
第 3 区分		1. 063	1. 067
第 4 区分		0. 988	0. 988
第 5 区分	C	0. 938	0. 938
	D	0. 900	0. 900

※ 会計年度任用職員については、1. 050 月を支給する。

※ ただし、懲戒処分等が有った場合は本務職員の取扱いと同様、第 5 区分相当として支給を行う。

2 再任用職員

(原資) 0. 5 0 0 月

相対区分		技能労務職以外	技能労務職
		行政職 1 ～ 5 級相当	1 ～ 3 級
第 1 区分		0. 504	0. 504
第 2 区分		0. 502	0. 502
第 3 区分		0. 500	0. 500
第 4 区分		0. 473	0. 473
第 5 区分	C	0. 459	0. 459
	D	0. 451	0. 451

3 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

- ・ 上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。